
秦野市本町四ツ角周辺地区

まちづくり全体構想

平成 15 年 8 月

秦野市本町四ツ角周辺地区まちづくり促進協議会

目 次

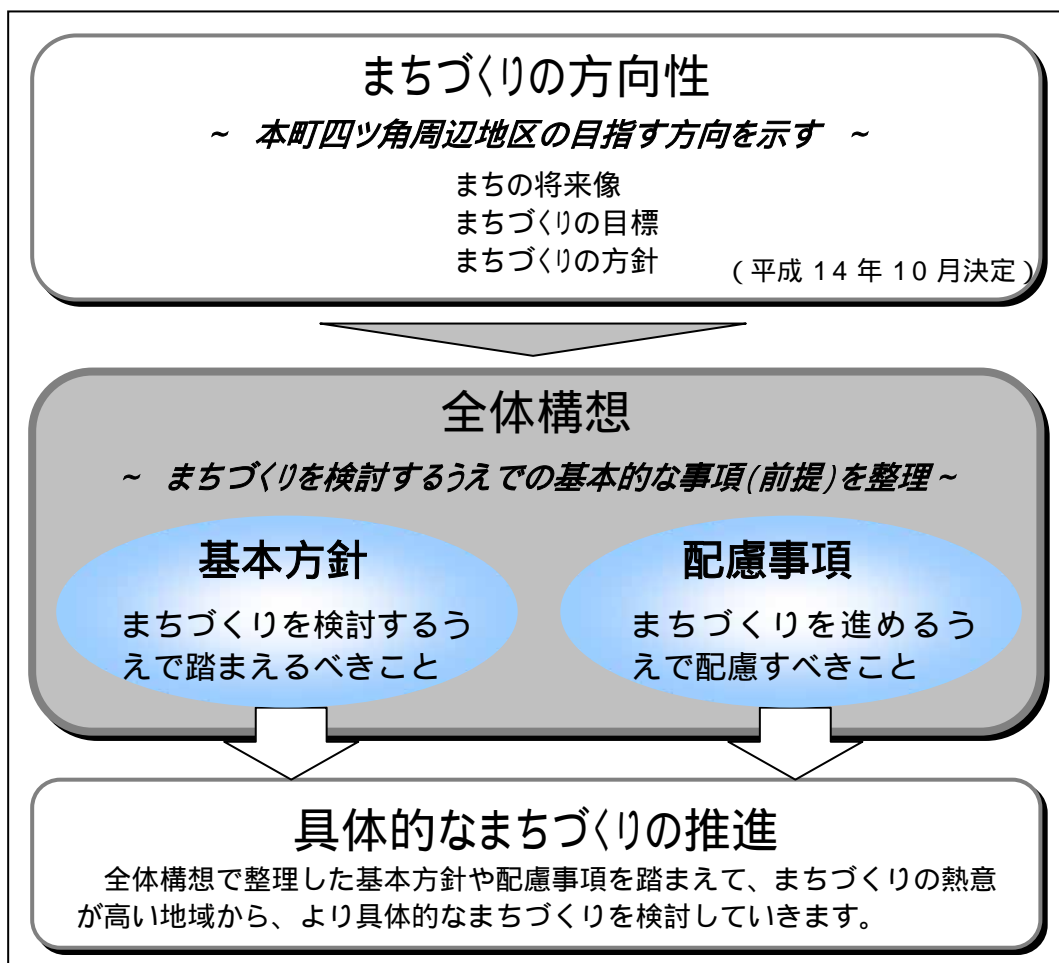
1	全体構想策定の目的	1	
2	全体構想の体系	2	
3	まちの将来像	3	
4	まちづくりの目標、まちづくりの方針	3	
4	1	にぎわいのあるまちづくり	3
4	2	ふれあいのあるまちづくり	4
4	3	安全・便利なまちづくり	4
5	まちづくりの基本方針	5	
5	1	みちづくりの方針	6
5	2	まちのすがたづくりの方針	8
5	3	まちのかおづくりの方針	11
5	4	あかるさづくりの方針	13
5	5	まちづくりの基本方針	15
5	6	今後の検討事項	16
6	配慮事項	17	
6	1	まちづくりを始める段階の配慮事項	18
6	2	まちづくりを検討する段階の配慮事項	18
6	3	まちづくりを実施する段階の配慮事項	19
	(参考資料)	20	
	秦野市本町四ツ角周辺地区まちづくり促進協議会	21	
	秦野市本町四ツ角周辺地区まちづくり促進協議会の活動	22	
	今後のまちづくりの展開(イメージ)	24	

1 全体構想策定の目的

秦野市本町四ツ角周辺地区まちづくり促進協議会では、全 19 回にわたって開催した“まちづくり懇談会”などにおいていただいた、地域のみなさんの御意見を踏まえて、平成 14 年 10 月に「まちづくりの方向性」を決定しました。「まちづくりの方向性」は、本町四ツ角周辺地区における今後のまちづくりの大きな方向を示したもので、この中では、この地区を将来どんなまちにしていきたいかを示す「まちの将来像」、将来像を実現するための「まちづくりの目標」、目標を実現するための「まちづくりの方針」を明らかにしました。

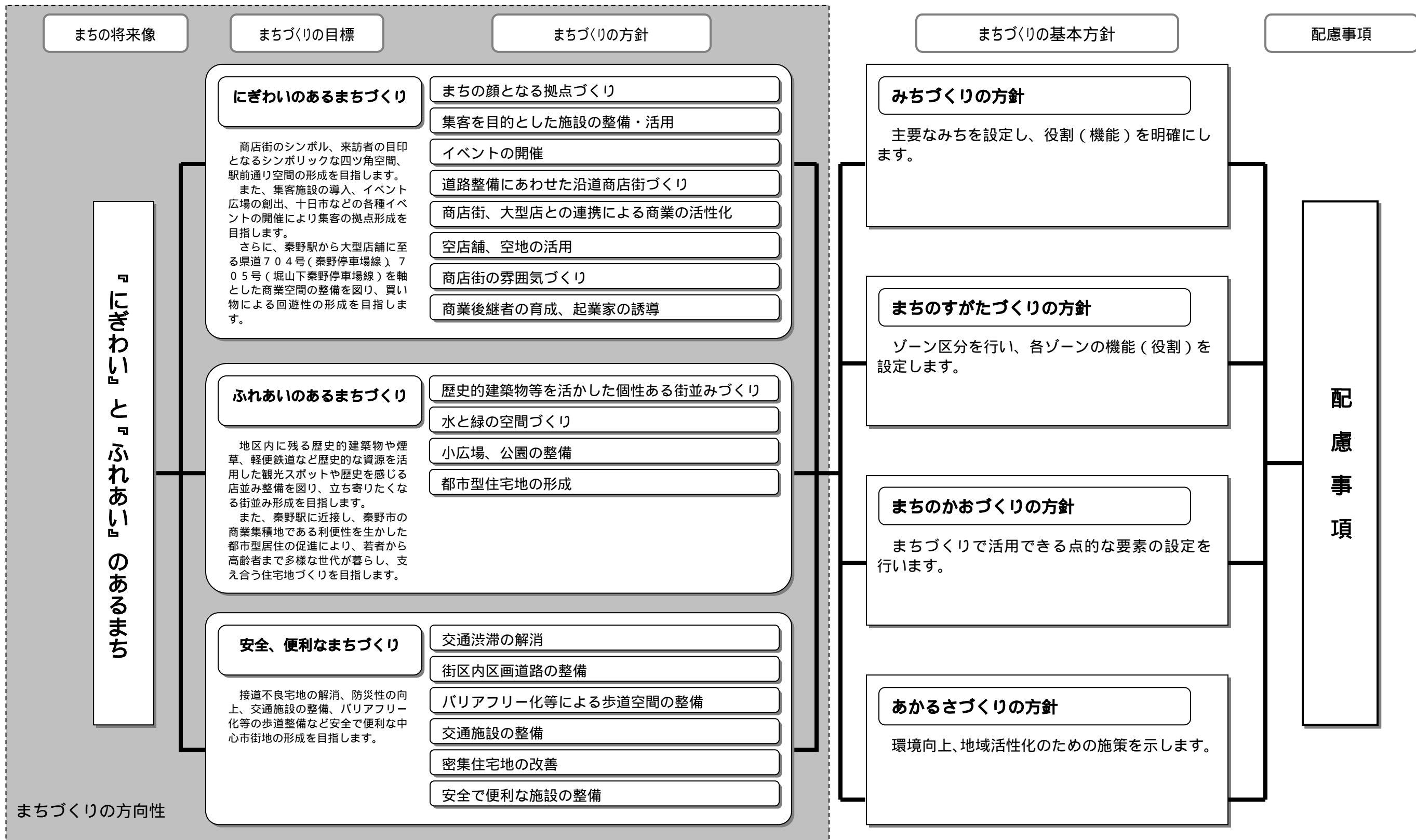
今後は、本町四ツ角周辺地区において、まちづくりの熱意がある地域から、地元の方々が中心となった新たな組織が具体的なまちづくりを検討していくことになることから、本構想では、地元のみなさんが中心となった新たな組織が具体的なまちづくりを検討していくために、あらかじめ地区全体で共通認識を持つ必要がある基本的な事項等を明らかにします。

なお、この構想は、現況を基に、現時点でのまちづくりに関する基本的な事項を整理したものであり、今後、具体的なまちづくりの進捗に併せ、必要に応じて見直し作業を行っていくものとします。



2 全体構想の体系

「まちづくりの方向性」において定めた“まちの将来像”、“まちづくりの目標”、“まちづくりの方針”に基づき、具体的なまちづくりを進めていくうえで踏まえるべき4つの“まちづくりの基本方針”と、まちづくりを進める上での“配慮事項”を設定します。



3 まちの将来像

本町四ツ角周辺地区においてまちづくりを行っていくうえで、目指すべきまちの将来像を示します。今後は、この将来像の実現を目指して、まちづくりを進めていきます。

『にぎわい』と『ふれあい』のあるまち

駅に近いという地区の立地条件や、秦野市の中心的な商業地として発展してきたという歴史などを活かし、住環境と商業環境が調和したより良いまちを目指します。

4 まちづくりの目標、まちづくりの方針

“まちの将来像”の実現を目指し、まちづくりを進めていくうえでの目標や方針を示します。

4 1 にぎわいのあるまちづくり

商店街のシンボル、来訪者の目印となるシンボリックな四ツ角空間、駅前通り空間の形成を目指します。

また、集客施設の導入、イベント広場の創出、十日市などの各種イベントの開催により集客の拠点形成を目指します。

さらに、秦野駅から大型店舗に至る県道704号（秦野停車場線）、705号（堀山下秦野停車場線）を軸とした商業空間の整備を図り、買い物による回遊性の形成を目指します。

にぎわいのあるまちづくり

<まちづくりの方針>

まちの顔となる拠点づくり

集客を目的とした施設の整備・活用

イベントの開催

道路整備にあわせた沿道商店街づくり

商店街、大型店との連携による商業の活性化

空店舗、空地の活用

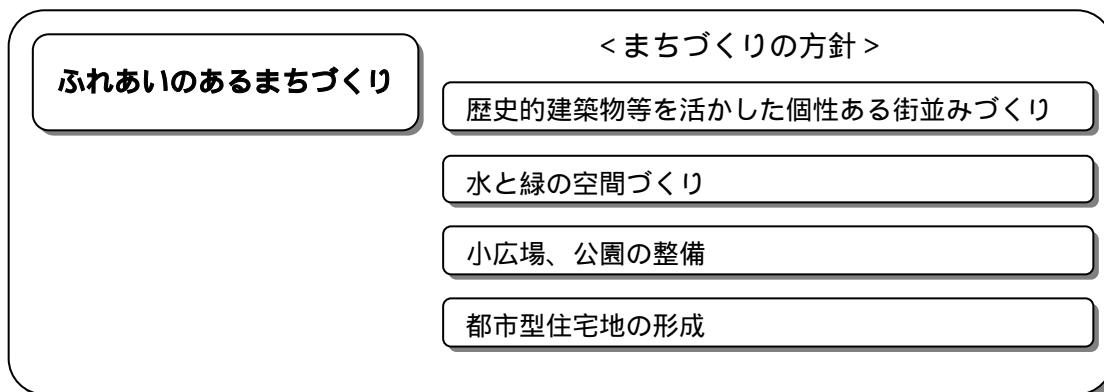
商店街の雰囲気づくり

商業後継者の育成、起業家の誘導

4 2 ふれあいのあるまちづくり

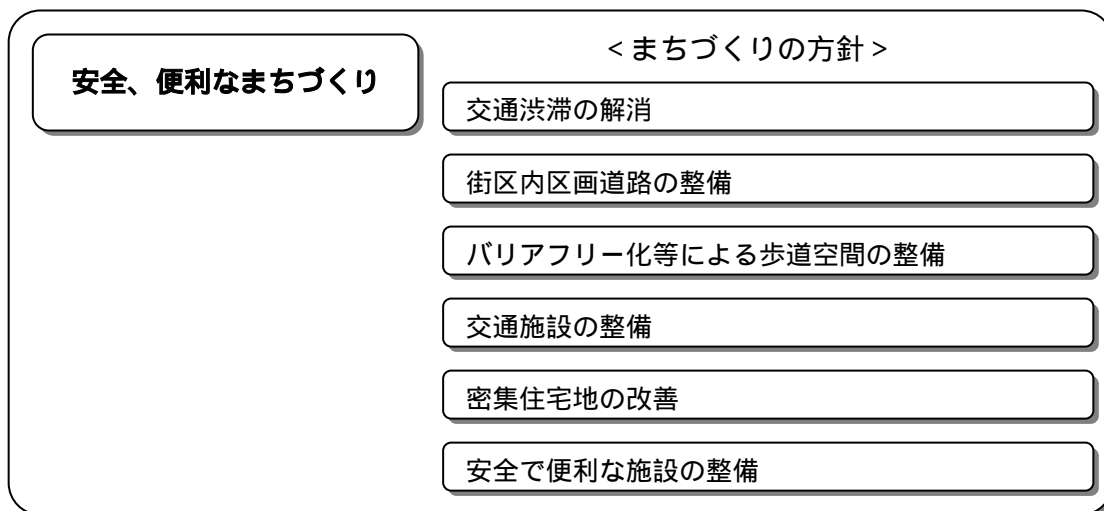
地区内に残る歴史的建築物や煙草、軽便鉄道など歴史的な資源を活用した観光スポットや歴史を感じる店並み整備を図り、立ち寄りたくなる街並み形成を目指します。

また、秦野駅に近接し、秦野市の商業集積地である利便性を生かした都市型居住の促進により、若者から高齢者まで多様な世代が暮らし、支え合う住宅地づくりを目指します。



4 3 安全・便利なまちづくり

接道不良宅地の解消、防災性の向上、交通施設の整備、バリアフリー化等の歩道整備など安全で便利な中心市街地の形成を目指します。



5 まちづくりの基本方針

“まちの将来像”、“まちづくりの目標”などを実現するために、具体的なまちづくりを進めていくうえで、本町四ツ角周辺地区全体で共通した認識を持つ必要がある基本的な方針についてまとめたものです。

5 1 みちづくりの方針

みちづくりの方針では、地区内の主要な道路について、「にぎわいのみち」、「ふれあいのみち」という2種類のみちを設定し、それぞれのみちの役割（機能）を明確にします。

にぎわいのみち

地区の都市活動を支える役割を担います。商業施設が立地する道路では、広域の人を呼び込み、地区のにぎわいを創出する役割を担います。

<イメージ図>



にぎわいのみちとしては、都市計画道路及び都市マスタープランの幹線道路等に位置付けられている道路を設定します。

ふれあいのみち

今後の検討事項

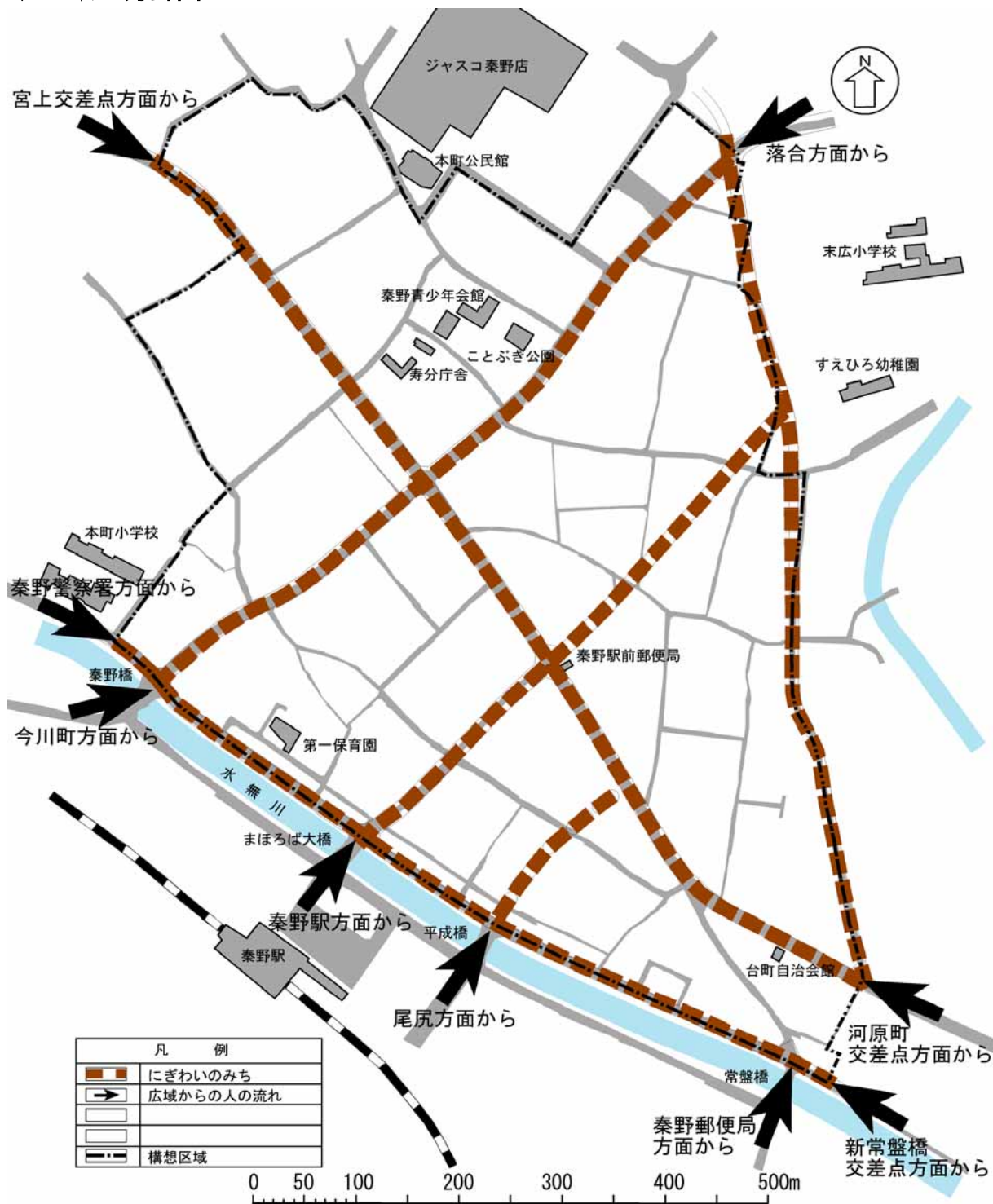
安全な歩行空間のある道路を利用することにより、地域住民のふれあいの場をつくる事が出来ます。具体的なルートについては、今後、検討を行い、主要な歩行動線となり、地域住民のふれあいを創出する役割を担うこととします。

<イメージ図>



ふれあいのみちとしては、日常生活の中で主に使っている道路や、愛称道路として親しまれている道路などが考えられます。

みちづくりの方針図



ふれあいのみち：日常生活の中で主に使っている道路や、愛称道路として親しまれている道路などが考えられます。

5 2 まちのすがたづくりの方針

まちのすがたづくりの方針では、「商業系ゾーン」、「住居系ゾーン」、「住商複合ゾーン」の3つのゾーンに区分し、それぞれの機能(役割)を設定します。

各ゾーンの機能については、現況を踏まえて、基本的なゾーンの使い方や目指すべき方向などを示したものであり、それ以外の機能を配置できないというものではありません。

商業系ゾーン

商業系の施設が立地する空間の中で、人々の交流や地域のにぎわいが創出されるゾーンを形成します。

<イメージ図>



商業系ゾーンは、幹線道路沿道を設定します。

住居系ゾーン

戸建住宅が立地する落ち着いた住宅地の中で、地域住民がやすらげるゾーンを形成します。

<イメージ図>



住居系ゾーンは、幹線道路で囲まれた街区の内部を設定します。

住商複合ゾーン

商業系や住居系の中低層の建物が立地する空間の中で、地域のにぎわいが創出されるとともに、地域住民の利便性の高いゾーンを形成します。また、地区にある路地空間は、地区の特徴ある空間として、ふれあいの創出に活用していきます。

<イメージ図>



都市型住宅のイメージ：1階が商業施設、
上層階が住宅となっている

住商複合ゾーンは、駅近接の街区内を設定します。

まちのすがたづくりの方針図



各ゾーンの機能は、基本的なゾーンの使い方を表したものです。

5 3 まちのかおづくりの方針

まちのかおづくりの方針では、まちづくりを行ううえで活用できる資源として、点的な要素の設定を行います。

まちづくりの活用資源

点的な要素の活用により、人々の憩い・交流の場の創出や、まちの歴史・文化を演出する空間を形成します。

既存要素

既存の公共公益施設や社寺、宗教施設、歴史的建築物、公園、広場等、指定樹木、愛称道路道標、空店舗、空家などを活用します。

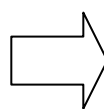
新規要素

今後、まちづくりを進めていく中で、にぎわいやふれあいを創出するために、新たな拠点が必要となる場合、地区全体に必要な機能、配置などについての調整を行いながら、検討していきます。

<活用イメージ図>



地域に残る歴史的建築物

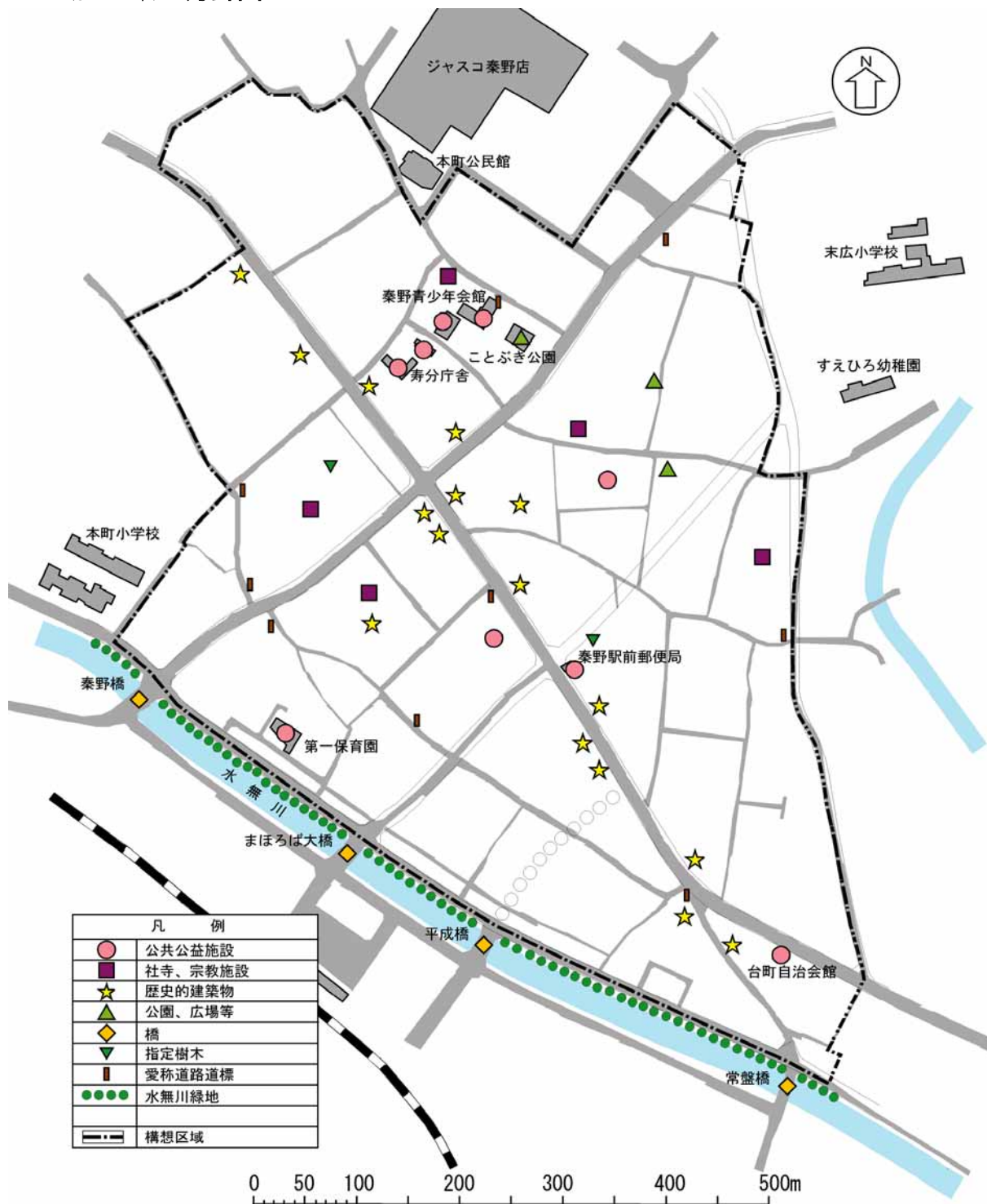


歴史的建築物にあわせてまちなみを統一し、歴史的雰囲気を出しているイメージ



歴史の案内板の設置などにより、まちの雰囲気を演出しているイメージ

まちのかおづくりの方針図



空店舗、空家は、位置の変動があるため図示していない。

5 4 あかるさづくりの方針

あかるさづくりの方針では、にぎわいのある商店街や暮らしやすい生活環境から人々の笑顔が創出されるあかるいまちを目指し、「環境向上のための施策」、「地域活性化のための施策」の2つの施策を設定します。

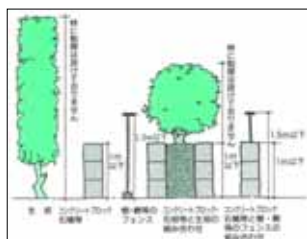
環境向上のためのソフト施策

「地区計画制度」や「まちづくり協定」などのまちづくりのルールづくりを設定することにより、まちの環境向上を図ります。

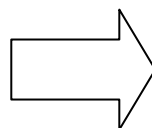
地区計画制度：都市計画法に基づき、地域の実情に即して、建物の高さ、敷地面積の最低限度、壁の位置、デザイン、生垣などのつくり方のルールを決めることができる制度です。都市計画決定という法的な手続きを経て定められます。

まちづくり協定等：地区計画制度のように、まちなみづくりについて定めるものです。建築基準法に基づく建築協定や秦野市まちづくり条例に基づく地域まちづくり協定があります。

<イメージ図>



垣又は柵の構造の制限の例



生垣の樹種、形状を統一させているイメージ



建物、生垣のデザインをルール化し、まちなみの統一をしているイメージ

地域活性化のためのソフト施策

イベントの実施により、地域の活性化を図ります。

既存イベント

既存イベントの継続的な実施を推進します。

既存イベントのエリアの拡大

周辺地域から、より多くの人が集まり、にぎわいを創出できるイベントの実施

新規イベント

新規イベントの実施を推進します。

現在イベントがないエリアでの新たなイベントの実施

一年を通して、より多くの「にぎわい」を創出するため、季節にあわせ、変化を楽しめるようなイベントの実施

<イメージ図>



日曜朝市（福岡県行橋市）
商店街の空店舗を活用した日曜朝市



日曜日（高知県高知市）
東西約 1km に並ぶ青空市場



ナイトバザール（埼玉県秩父市）
毎月第3土曜日に行われ、多くの人と出店で
にぎわうナイトバザール

5 5 まちづくりの基本方針

以上の4つの基本方針が、今後のまちづくりを進めていくうえで、踏まえることになります。
4つの基本方針を合わせた図面を、以下に示します。

基本方針図

まちづくりの方針

<にぎわいのみち>

地区の都市活動を支える役割を担います。商業施設が立地する道路では、広域の人を呼び込み、地区のにぎわいを創出する役割を担います。

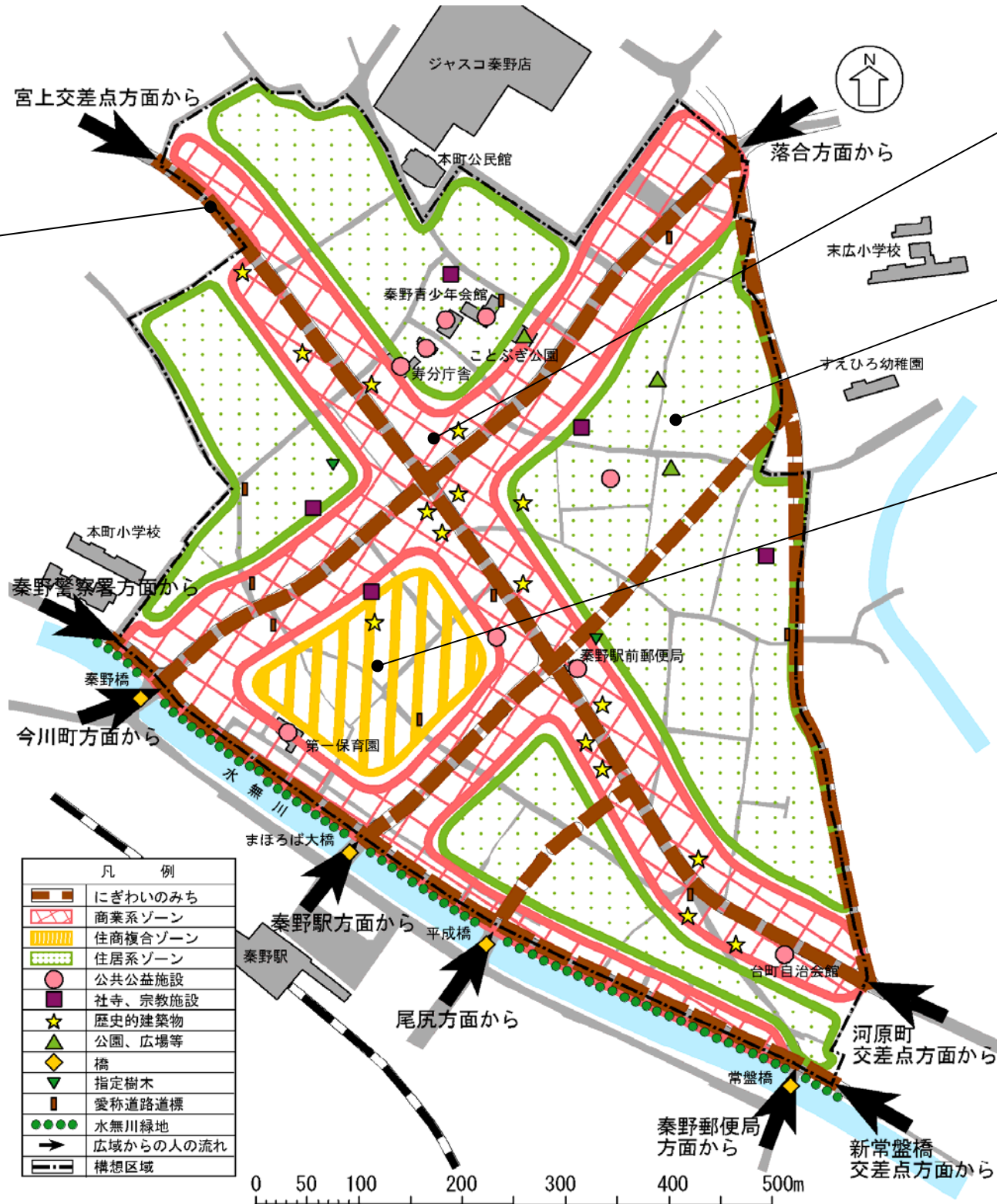
<ふれあいのみち>

安全な歩行空間のある道路を利用することにより、地域住民のふれあいの場をつくるのが出来ます。具体的なルートについては、今後、検討を行い、主要な歩行動線となり、地域住民のふれあいを創出する役割を担います。

まちのかおづくりの方針

<まちづくりの活用資源>

点的な要素の活用により、人々の憩い・交流の場の創出や、まちの歴史・文化を演出する空間を形成します。



まちのすがたづくりの方針

<商業系ゾーン>

商業系の施設が立地する空間の中で、人々の交流や地域のにぎわいが創出されるゾーンを形成します。

<住居系ゾーン>

戸建住宅が立地する落ち着いた住宅地の中で、地域住民がやすらげるゾーンを形成します。

<住商複合ゾーン>

商業系や住居系の中低層の建物が立地する空間の中で、地域のにぎわいが創出されるとともに、地域住民の利便性の高いゾーンを形成します。また、地区にある路地空間は、地区の特徴ある空間として、にぎわいの創出に活用していきます。

あかるさづくりの方針

<環境向上のためのソフト施策>

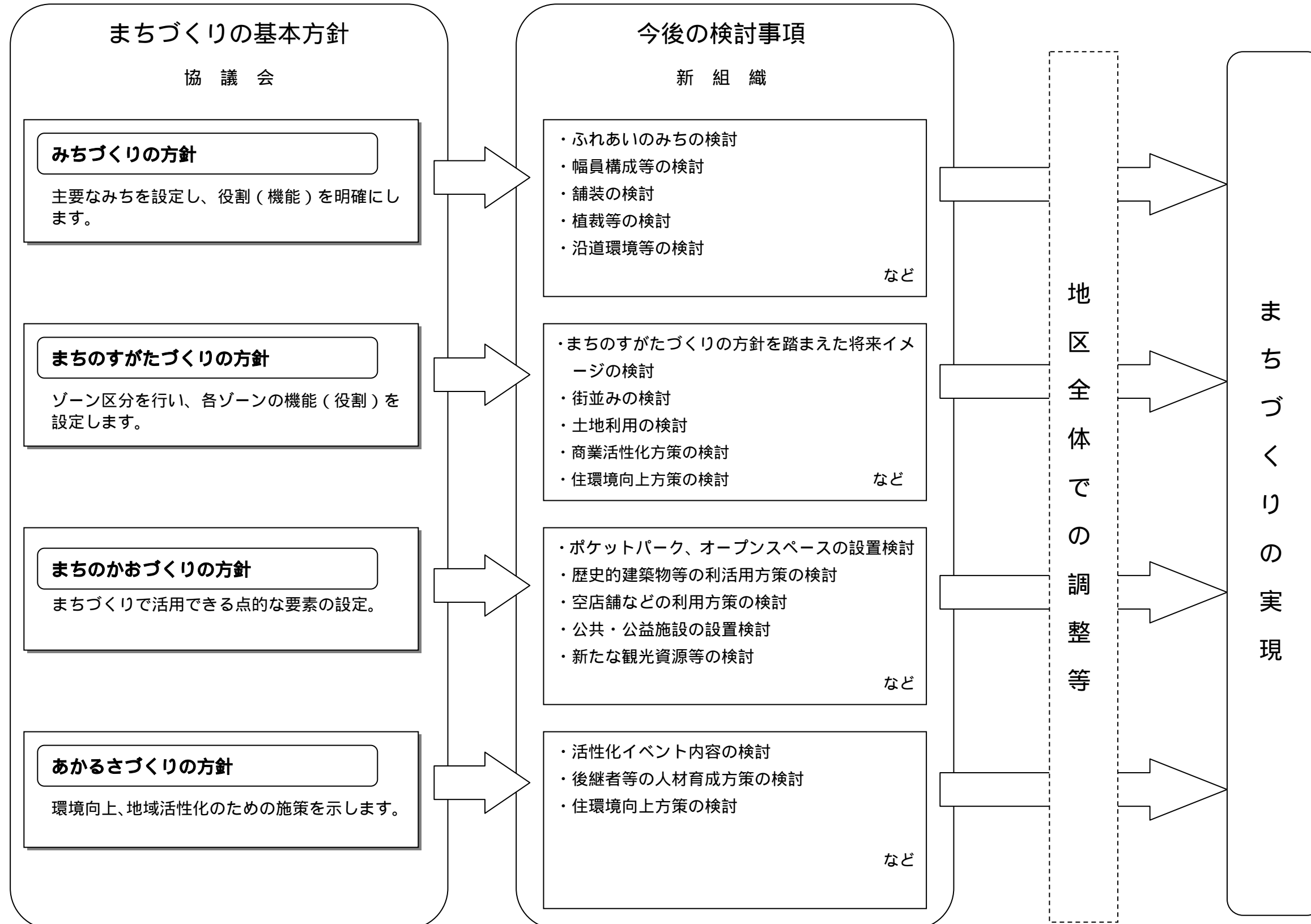
「地区計画制度」や「まちづくり協定」などのまちづくりのルールづくりを設定することにより、まちの環境向上を図ります。

<地域活性化のためのソフト施策>

来街者を増加させるようなイベントの実施により、地域の活性化を図ります。

5 6 今後の検討事項

今後は、前ページまでの4つの基本方針を踏まえて、具体的なまちづくりを検討することになります。今後の検討事項としては、次のような事項が考えられます。



6 配慮事項

配慮事項とは、地域の皆さんが具体的なまちづくりを進めるうえで、配慮すべき基本的な事柄をまとめたものです。

6 1 まちづくりを始める段階の配慮事項

自分たちのまちをより良くしていくためには、そのまちに住み、働いている皆さん自身が主体となって検討していく必要があります。

そのため、まちづくりを始める段階では、多くの地権者や住民、商業者等に参加・協力を呼びかけることが重要です。

- ・より多くの住民に参加を呼びかけます。
- ・より多くの地権者に参加を呼びかけます。
- ・若手商業者を始めとしたより多くの商業者の参加を呼びかけます。
- ・秦野市まちづくり条例を利活用します。
- ・多くの人に参加してもらうため、積極的にまちづくりに関する情報提供を行います。

6 2 まちづくりを検討する段階の配慮事項

まちづくりを検討する段階では、多くの意見や情報をもとに、まちづくりを誰がどのように進めていくかを明確にしていく必要があります。

そのため、住民、地権者等の思いをたくさん引き出し、計画をまとめることが重要です。

- ・まちなかやインターネットなどで、情報の公開やアイデアの募集が出来るようにしていきます。
- ・学識経験者、専門家の意見を聞くようにします。
- ・連絡会議（仮称）との調整を密に行っていきます。
- ・他地域の事例を研究していきます。
- ・地区内の市有地等を有効に活用する方策を検討していきます。
- ・検討項目、目的、実施時期、実施主体、整備水準、維持管理方法を明確化していきます。
- ・隣接地区住民等との意見交換を行っていきます。
- ・来街者など第三者の意見を取り入れる場を作っていきます。
- ・若年層からの意見収集を行っていきます。
- ・行政との適切な役割分担のもとに、協力し合いながらまちづくりを進めていきます。
- ・若者から高齢者まで、多様な世代が暮らせる住宅地の実現方策を検討していきます。
- ・災害に強い都市となるような方策を検討していきます。
- ・地区の立地や歴史などを活かし、商業の分野でも秦野市の中心となるような活性化策を検討していきます。

6 3 まちづくりを実施する段階の配慮事項

まちづくりを実施する段階では、経済動向の変化や地域事情を考慮しつつ、効果的かつ効率的に、まちづくりを実現していく必要があります。

そのため、様々な状況への臨機応変な対応により、まちづくりを進めることが重要です。

- できることから始めるようにします。
- 計画した事はひとつずつ確実に実施するようにします。
- まず短期間で成果の出るものを実施し成功させていきます。
- 継続的に多くの皆さんからの協力を得られるようにします。
- 行政との適切な役割分担のもとに、協力し合いながらまちづくりを進めていきます。
- 行政との連絡調整を密に行っていきます。

参考 ~ 本町四ツ角周辺地区の歴史 ~



十日市場

秦野の商業の興りは四ツ角付近に開かれた「十日市場」がそのはじまりと考えられている。十日市場は江戸時代から矢倉沢往還(東海道の脇街道としての機能を果たした街道)の道筋にある曾屋村(現在の本町地区)に開かれた市場で、毎月1と6のつく日に開かれ、雑穀、農具、肥料、薪、麻布、綿布などの売買が行われていた。

また、矢倉沢往還の中継地でもあったので、伊勢原や小田原方面との商品流通も盛んに行われていた。大山参詣、富士山参詣の人々も訪れ賑わいを見せていたという。

(出典「図説 秦野の歴史」)

(参考資料)

秦野市本町四ツ角周辺地区まちづくり促進協議会

本町四ツ角周辺地区では、平成 13 年 1 月、自治会や商店会、その他関係団体の代表が集まり、「秦野市本町四ツ角周辺地区まちづくり促進協議会」が発足しました。

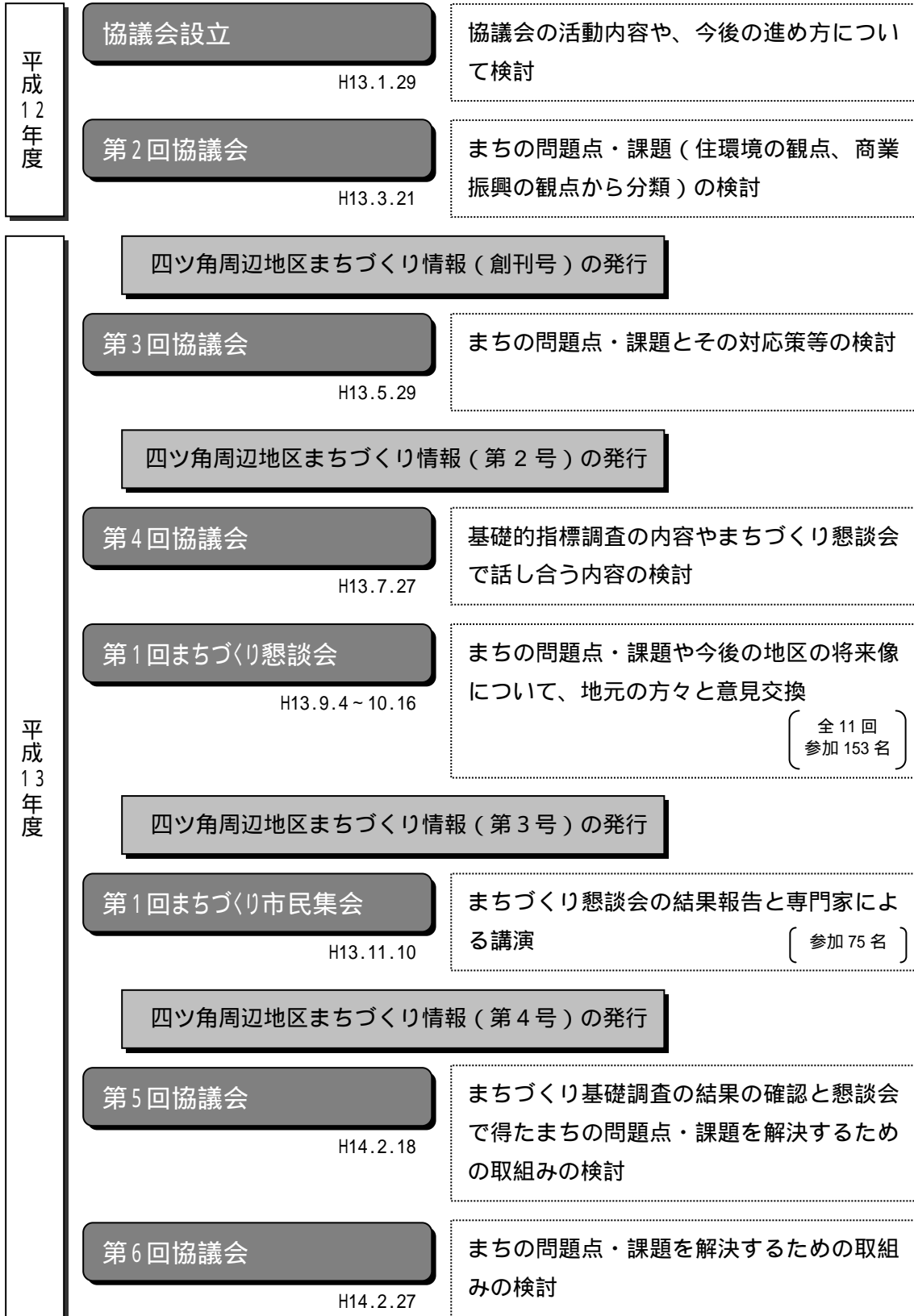
会 長 内藤 優 : 秦野商工会議所副会頭
 副会長 前島 繁伸 : 本町上宿自治会長
 森谷 四郎 : 秦野市助役

(平成 15 年 8 月時点)

役 職	職 名
顧 問	秦野市議会議員
	秦野市議会議員
	秦野市議会議員
	秦野市議会議員
	秦野市議会議員
	秦野商工会議所会頭
会 長	秦野商工会議所副会頭
副会長	秦野市本町地区きれいなまちづくり運動推進委員会委員 (本町上宿) 秦野市助役
委 員	秦野市本町地区きれいなまちづくり運動推進委員会会長 秦野市本町地区きれいなまちづくり運動推進委員会委員 (下曾屋) 秦野市本町地区きれいなまちづくり運動推進委員会委員 (大道) 秦野市本町地区きれいなまちづくり運動推進委員会委員 (乳牛第 4) 秦野市本町地区きれいなまちづくり運動推進委員会委員 (東道) 秦野市本町地区きれいなまちづくり運動推進委員会委員 (台町) 秦野市本町地区きれいなまちづくり運動推進委員会委員 (仲宿) 秦野市本町地区きれいなまちづくり運動推進委員会委員 (入船) 秦野市本町地区きれいなまちづくり運動推進委員会委員 (片町) 秦野市本町商店会連合会会長 秦野駅前通り商店街会長 片町第一商店街会長 花みずき通り商店会会長 上宿商栄会会長 仲宿商店会会長 大道商和会会長 入船商興会会長 本町地区老人クラブ連絡協議会会長 秦野市本町婦人会会長 秦野市身体障害者福祉協会本町支部長 神奈川県平塚土木事務所計画建築部長 神奈川県平塚土木事務所道路都市部長 秦野市建設部長 秦野市都市経済部長

秦野市本町四ツ角周辺地区まちづくり促進協議会の活動

協議会設立から本構想策定までの経過を以下に示します。



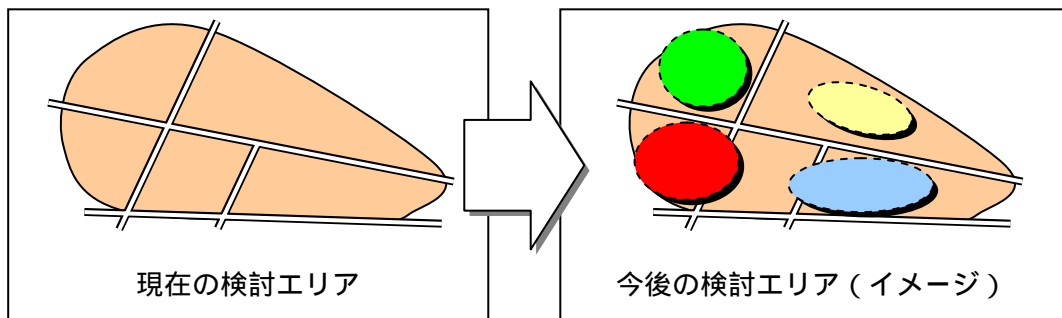
平成 14 年度	第7回協議会	H14.5.10	“まちづくりの方向性(協議会案)”の検討	
	第8回協議会	H14.5.29	“まちづくりの方向性(協議会案)”の決定 と今後の進め方の検討	
	第2回まちづくり懇談会	H14.6.20～10.14	“まちづくりの方向性(協議会案)”や今後の 進め方について、地元の方々と意見交換 (全8回 参加123名)	
	第9回協議会	H14.10.31	懇談会での意見を基に、“まちづくりの方向性”の決定	
	四ツ角周辺地区まちづくり情報(第5号)の発行			
	第10回協議会	H15.2.18	“全体構想(仮称)”の検討	
	第11回協議会	H15.2.27	“全体構想(仮称)”の検討	
	第12回協議会	H15.3.27	“全体構想(仮称)”の検討	
	四ツ角周辺地区まちづくり情報(第6号)の発行			
	平成 15 年度	第2回まちづくり市民集会	H15.5.28	“全体構想(仮称)”案の報告 (参加101名)
		第13回協議会	H15.8.8	“全体構想”を決定

今後のまちづくりの展開(イメージ)

今後は、“まちづくりの方向性”で示された、地区の将来像を実現するため、まちづくりの基本方針等に配慮しつつ、具体的なまちづくりを検討していくことになります。

検討エリア

現在、協議会でまちづくりを検討しているエリアは、約43.1haとかなり広範囲にわたっていることから、よりまちづくりの実現性を高めるため、エリアを絞ったうえで、まちづくりを検討していきます。



今後の推進体制

また、具体的なまちづくりは、地域の実情等を最もよく知っている地域住民や地権者等を中心に、まちづくりの熱意が高い地域から、具体的なまちづくりを検討する組織を新たに設置していきます。

